

新たな高齢者・介護保険事業計画の策定について

1 計画策定の目的

高齢者人口が増加する中、高齢者一人ひとりが尊厳を持ち、住み慣れた地域でいつまでも生き生きと自立した暮らしが出来るようにするためには、自助・互助・共助・公助の組み合わせによって、地域全体で支えていく仕組みづくりが必要です。

団塊の世代が 75 歳を迎える令和 7 年（2025 年）、現役世代が急減する令和 22 年（2040 年）に向けて、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援サービスを一体的に提供する地域包括ケアシステムを深化・推進していくため、「高齢者・介護保険事業計画（令和 3 年度～令和 5 年度）」を策定します。

2 計画の性格・位置付け

すべての高齢者を対象とする計画として、老人福祉法に基づく「老人福祉計画」及び介護保険法に基づく「介護保険事業計画」を一体のものとした「高齢者・介護保険事業計画」を策定します。また、当該計画は、本区の地域福祉保健施策を推進するための基本となる「文京区地域福祉保健計画」における分野別計画の一つに位置付けられます。

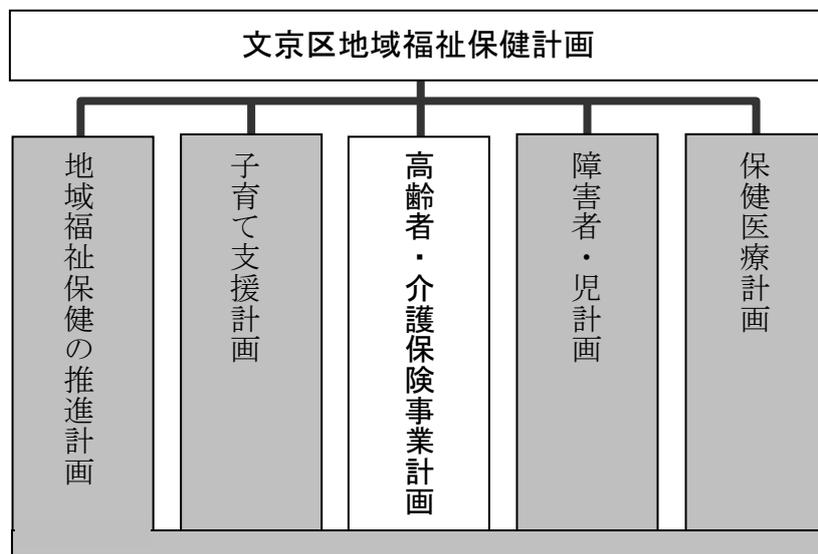
【老人福祉法より抜粋】

第 20 条の 8 市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業（以下「老人福祉事業」という。）の供給体制の確保に関する計画（以下「市町村老人福祉計画」という。）を定めるものとする。
7 市町村老人福祉計画は、介護保険法第 117 条第 1 項に規定する市町村介護保険事業計画と一体のものとして作成されなければならない。

【介護保険法より抜粋】

第 117 条 市町村は、基本指針に即して、3 年を一期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。
6 市町村介護保険事業計画は、老人福祉法第 20 条の 8 第 1 項に規定する市町村老人福祉計画と一体のものとして作成されなければならない。

【図 1】文京区地域福祉保健計画の構成



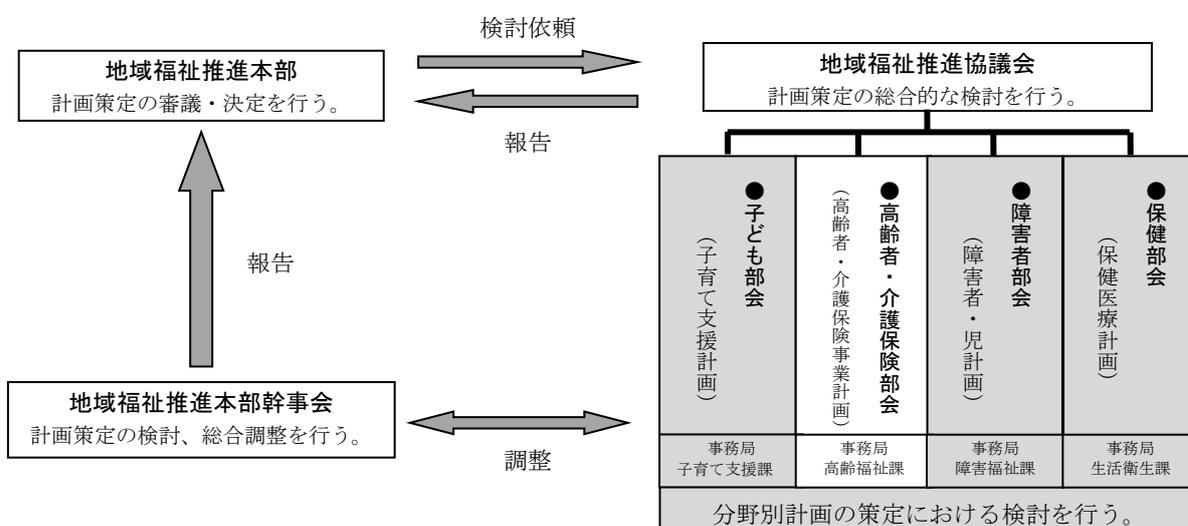
3 検討体制

計画の策定に当たっては、学識経験者、福祉保健関係団体の代表者、公募区民等で構成する地域福祉推進協議会及びその下部組織の高齢者・介護保険部会である地域包括ケア推進委員会で検討を行います。

計画の検討経過については、ホームページで公表するとともに、パブリックコメント（区民意見公募）の実施や区民説明会の開催により、区民の意見・要望を十分に把握し、計画へ反映します。

なお、区の庁内組織である地域福祉推進本部及び地域福祉推進本部幹事会において、福祉保健に関連する部署間の緊密な連携を図り、計画の組織横断的な検討・総合調整を行います。

【図2】文京区地域福祉保健計画（高齢者・介護保険事業計画）の検討体制



4 計画期間

第8期介護保険事業期間である令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

団塊の世代が75歳以上となる令和7年（2025年）を見据え、具体的な取組内容やその目標を計画に位置付けるとともに、保険料水準の推計等を行います。

年度 計画 策定期	H	H	H	H	H	H	H	H	H	H	H	H	H	H	H	H	H	H	R	R	R	R	R
	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	元	2	3	4
第1期	←-----→																						
第2期			←-----→																				
第3期					←-----→																		
第4期							←-----→																
第5期									←-----→														
第6期											←-----→												
第7期													←-----→										
第8期																				←-----→			

※ 第3期（平成18年度～平成20年度）以降の計画については、「高齢者・介護保険事業計画」として、「老人福祉計画」と一体のものとして策定しています。

5 基本理念及び基本目標の方向性

「文京区地域福祉保健計画」において、基本理念及び基本目標を定めています。

今後、新たな「文京区地域福祉保健計画」を策定する過程において、現行計画を継続する方向で検討します。

<基本理念>

○人間性の尊重

だれもが、個人として尊ばれ、人間性が生かされるとともに、人権が尊重される地域社会を目指します。

○自立の支援

だれもが、自分の意思に基づき、自らの選択のもとに自立した生活を営み、自己実現できるよう支援します。

○支え合い認め合う地域社会の実現

ノーマライゼーション¹やソーシャルインクルージョン²の理念に基づき、だれもが、主体的に社会参加でき、相互に人格と個性を尊重し、支え合い、ダイバーシティ³を推進する地域社会の実現を目指します。

○健康の保持・増進

だれもが、健康で安全な生活を享受でき、生涯を通じて健康を保持・増進することができる地域社会を目指します。

○協働による地域共生社会の実現

だれもが、地域の課題を把握し、解決するための活動に、当事者意識を持って、主体的に参画・協働し、分野を超えてつながる地域づくりを推進します。

○男女平等参画の推進

一人ひとりが互いに人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮していきいきと暮らせる地域社会を目指します。

<基本目標>

○だれもが、いきいきと自分らしく、健康で自立した生活を営める地域社会を目指します。

○だれもが、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、必要な福祉保健サービスを自らの選択により利用でき、互いに支え合う地域社会を目指します。

○だれもが、地域、暮らし、生きがいとともに創り、互いに高め合い、役割を持つことができる地域社会を目指します。

¹ ノーマライゼーション (normalization) 障害のある人もない人も、子どもも高齢者も、すべての人が地域で普通 (ノーマル) の生活を送ることを当然とし、共に支え合って普通の生活ができる社会を創造すること。また、その考え方をいう。

² ソーシャルインクルージョン (social inclusion) すべての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合うという理念をいう。

³ ダイバーシティ (diversity & inclusion) 性別 (性自認及び性的指向を含む。)、人種、国籍、宗教、経歴、障害の有無など人それぞれの「違い」を「多様性」として認め合い、互いを尊重し、誰もが暮らしやすい社会の実現を目指す考え方をいう。

6 計画全体の構成（現行計画）

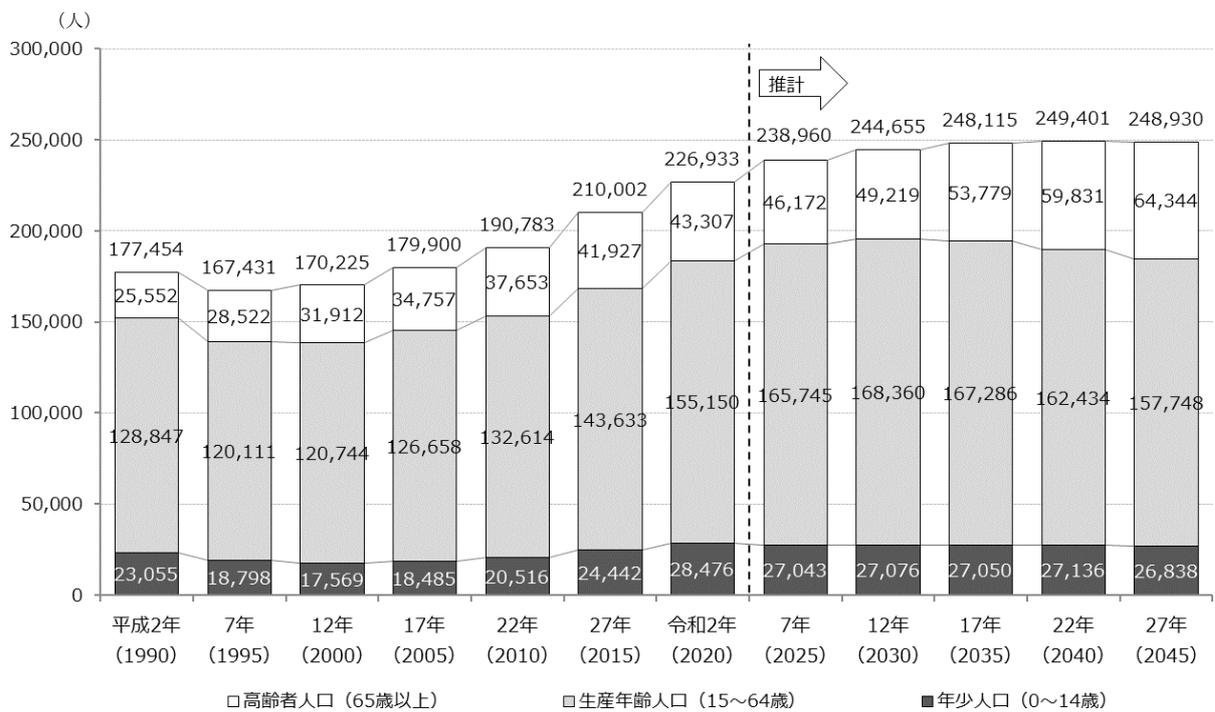
目次（平成 30 年度～平成 32 年度）	
第 1 章 策定の考え方	1 計画の目的
	2 計画の性格・位置づけ
	3 計画策定の検討体制
	4 計画の期間
	5 計画の推進に向けて
第 2 章 地域福祉保健計画の基本理念・基本目標	1 基本理念
	2 基本目標
第 3 章 高齢者を取り巻く現状と課題	1 文京区の地域特性
	2 高齢者等実態調査から見た高齢者を取り巻く現状と課題
第 4 章 主要項目及びその方向性	1 地域でともに支え合うしくみの充実
	2 在宅サービス等の充実と多様な住まい方の支援や取組
	3 健康で豊かな暮らしの実現
	4 いざという時のための体制づくり
第 5 章 計画の体系と計画事業	1 計画の体系
	2 計画事業
第 6 章 地域包括ケアシステムの深化・推進	1 文京区における地域包括ケアシステム
	2 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組
第 7 章 地域支援事業の推進	1 地域支援事業の概要
	2 介護予防・日常生活支援総合事業
	3 包括的支援事業
	4 任意事業
第 8 章 介護保険事業の現状と今後の見込	1 第 1 号被保険者数の実績と推計
	2 要支援・要介護認定者数の実績と推計
	3 第 6 期計画（平成 27～29 年度）と実績
	4 第 7 期計画（平成 30～32 年度）の介護サービス利用見込
	5 介護基盤整備について
	6 第 1 号被保険者の保険料の算出
第 9 章 介護保険制度の運営	1 高齢者の自立支援・重度化防止に向けた取組
	2 介護給付の適正化
	3 PDCA サイクルの推進による保険者機能強化
	4 介護人材の確保・定着等
	5 利用者の負担割合等の制度
資料編	計画改定の検討体制・経緯、介護保険制度の主な改正のポイントなど

7 高齢者を取り巻く現状

(1) 人口の推移と推計

- 本区の人口は、令和2年4月1日現在で226,933人となっています。現状では増加傾向にありますが、令和25年度以降、減少傾向になると推計しています。
- 高齢者人口（65歳以上）は、年々増加しており、令和2年4月1日現在で43,307人となっています。この傾向は、今後も続くと推計しています。
- 生産年齢人口（15～64歳）及び年少人口（0～14歳）は、令和17年度以降、減少傾向になると推計しています。

【図3】文京区の人口の推移と推計



※グラフ上の数値は総人口。なお、平成22年までは外国人住民を含まない。

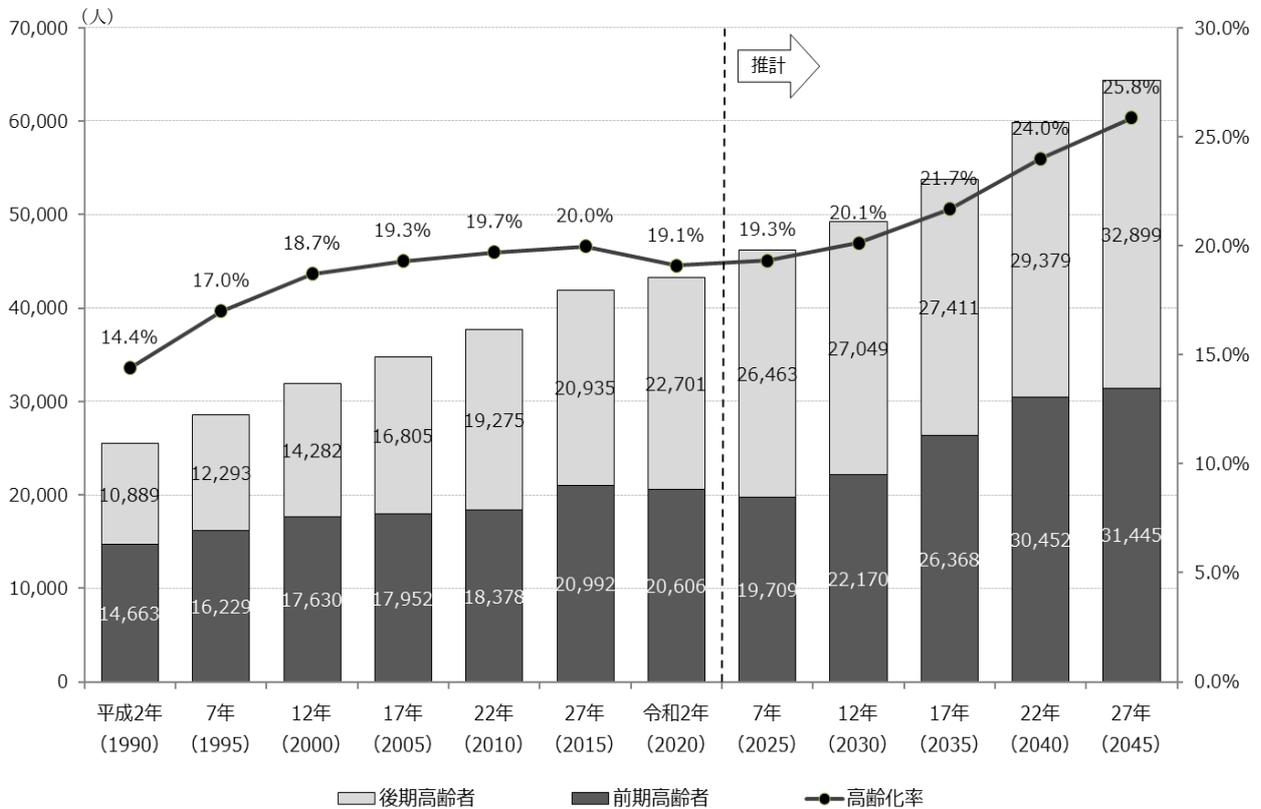
※令和7年以降の推計は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」

資料：〈平成2～令和2年〉住民基本台帳（各年10月1日現在、令和2年のみ4月1日現在）

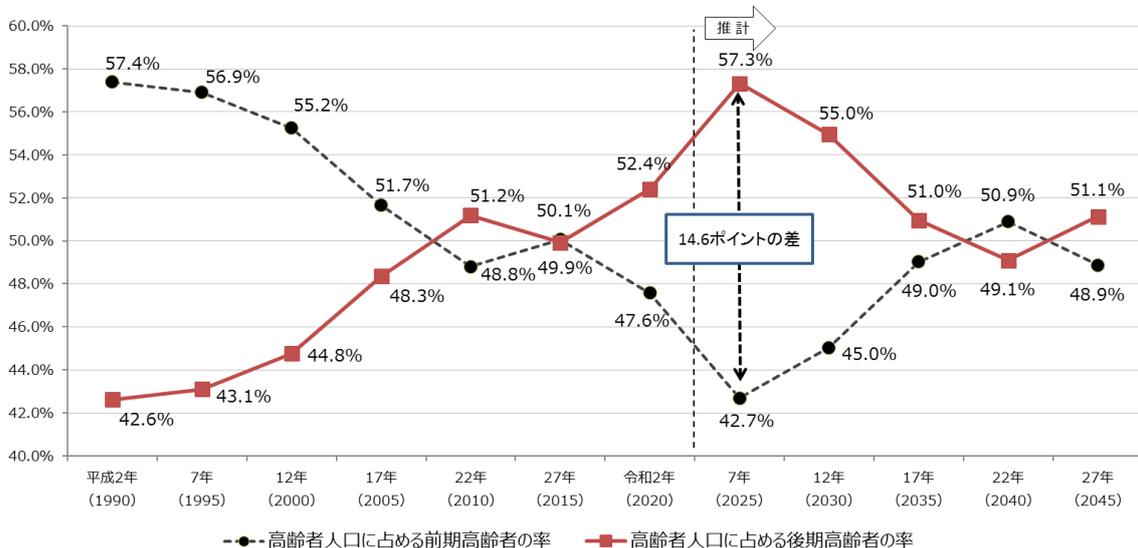
(2) 高齢者人口の推移と推計

- 令和2年度における本区の高齢化率は19.1%となっており、区民のおよそ5人に1人が高齢者となっています。
- 高齢化率は、年々上昇し、令和27年度には25.8%、区民のおよそ3.9人に1人が高齢者となると推計しています。
- 高齢者人口に占める後期高齢者（75歳以上）の割合は、令和7年度まで拡大し続けると推計しています。令和7年度における高齢者人口に占める前期高齢者（65歳から74歳まで）の割合と比べると、両者で14.6ポイントの差に拡がると推計しています。

【図4】文京区の高齢者人口の推移と推計



【図5】高齢者人口に占める前期（後期）高齢者の割合の推移と推計



(3) 高齢者世帯の推移

- 高齢者のいる世帯数は、年々、増加傾向にあり、平成27年には約3万世帯を超えましたが、全世帯に対する割合は、およそ4世帯に1世帯の割合で推移しています。
- 高齢者単独世帯は、年々、増加しており、平成27年には、高齢者のいる世帯の41.8%を占めています。一方、同居世帯の割合は、年々、減少傾向にあります。

【図6】全世帯数等の推移

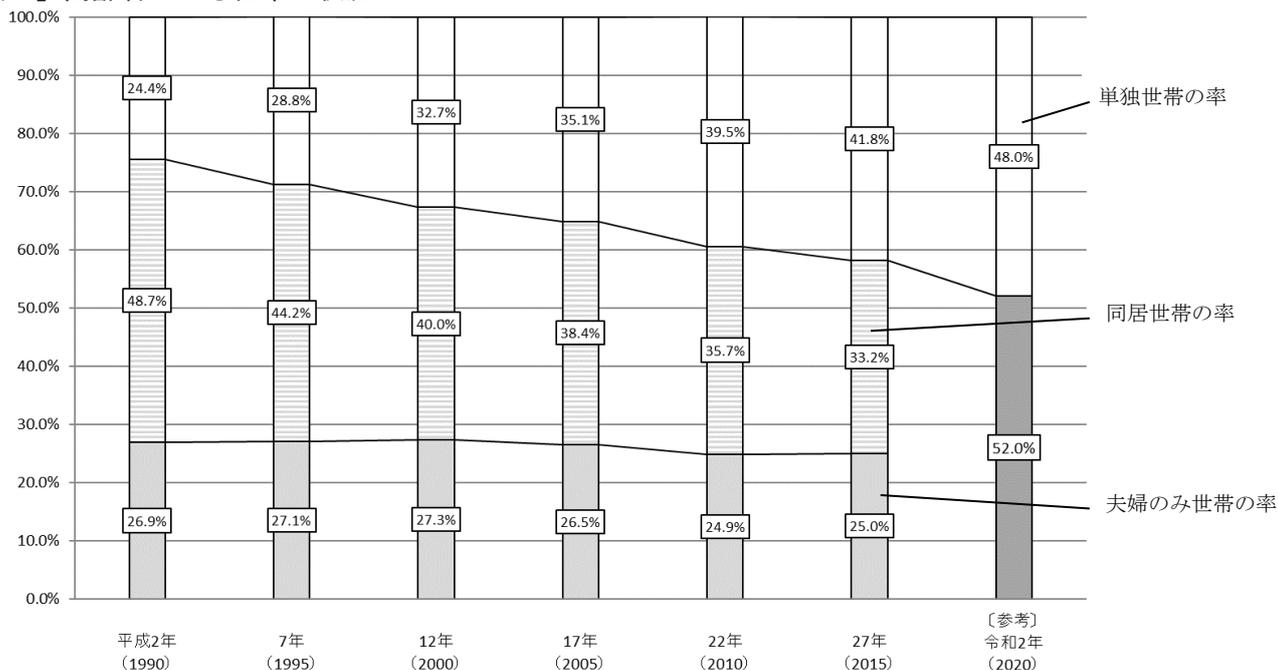
区分	全世帯数	高齢者のいる世帯			
		単独世帯	夫婦のみ世帯	同居世帯	
平成2年 (1990年)	76,894	18,796 (24.4%)	4,581 (24.4%)	5,056 (26.9%)	9,159 (48.7%)
平成7年 (1995年)	77,642	20,893 (26.9%)	6,007 (28.8%)	5,661 (27.1%)	9,225 (44.2%)
平成12年 (2000年)	85,245	23,047 (27.0%)	7,529 (32.7%)	6,298 (27.3%)	9,220 (40.0%)
平成17年 (2005年)	96,674	25,068 (25.9%)	8,792 (35.1%)	6,654 (26.5%)	9,622 (38.4%)
平成22年 (2010年)	111,614	27,719 (24.8%)	10,939 (39.5%)	6,898 (24.9%)	9,882 (35.7%)
平成27年 (2015年)	120,753	30,054 (24.9%)	12,574 (41.8%)	7,514 (25.0%)	9,966 (33.2%)
令和2年 (2020年)	124,572	32,289 (25.9%)	15,505 (48.0%)		

※「単独世帯」は、65歳以上の1人世帯、「夫婦のみ世帯」は、夫が65歳以上の夫婦世帯。

「同居世帯」は、高齢者のいる世帯から単独世帯及び夫婦のみ世帯を除いたもの。

資料：国勢調査（但し、令和2年の全世帯数は令和2年4月末現在、介護保険システムより。令和2年の高齢者のいる世帯は令和2年5月1日現在、文京区人口統計資料より。）

【図7】高齢者のいる世帯の状況



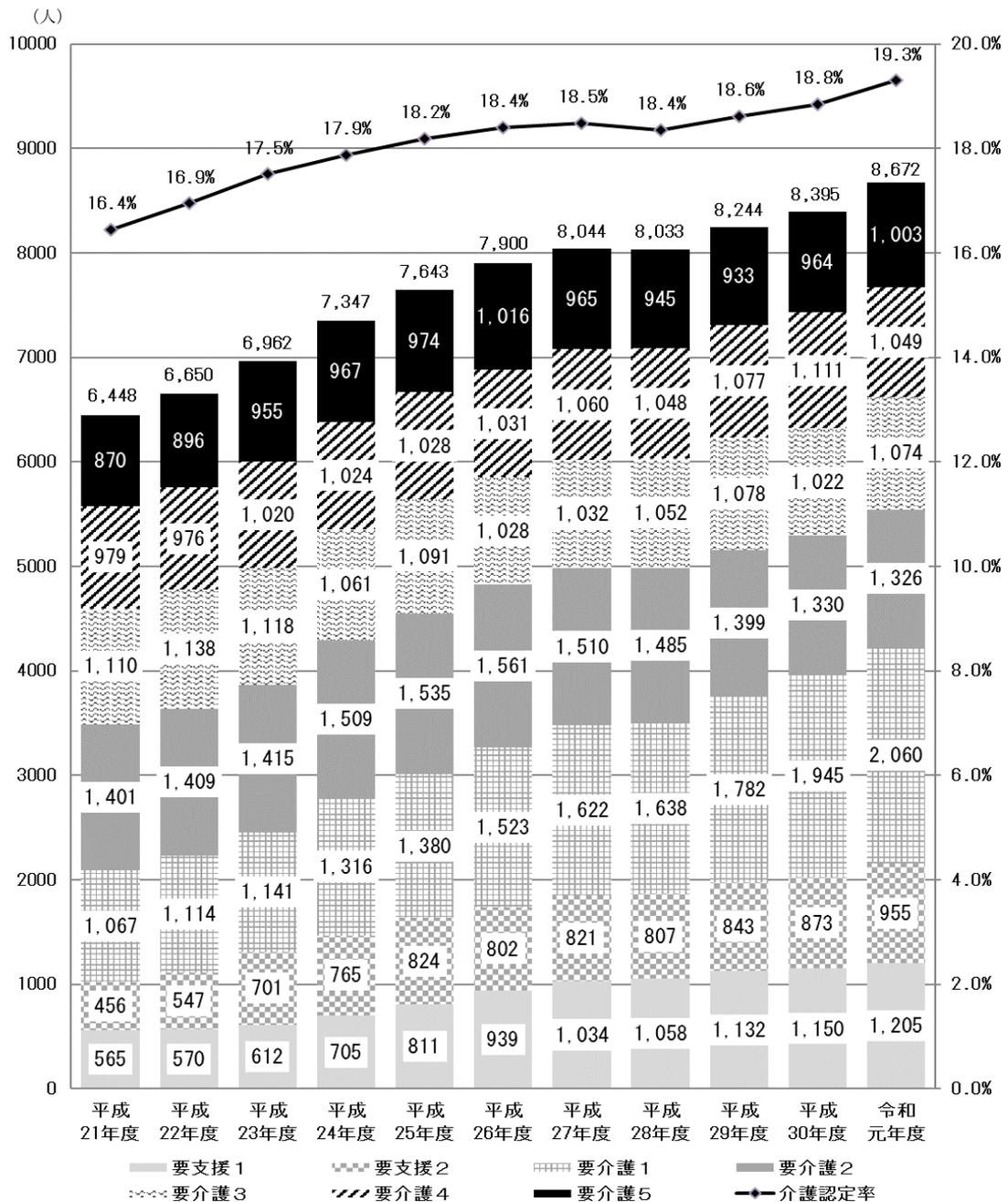
□ 高齢者の世帯に占める単独世帯の率 □ 高齢者の世帯に占める同居世帯の率 □ 高齢者の世帯に占める夫婦のみ世帯の率 ■ その他

※令和2年のグラフの「その他」は、「同居世帯」と「夫婦のみ世帯」を合算したものを。

(4) 要支援・要介護認定者数の推移

- 令和元年度の要支援・要介護認定者数は、8,300人を超えています。平成21年度と比較すると、2,224人、34.5%の増となっています。
- 介護認定率は、上昇傾向にあり、令和元年度は19.3%となっています。平成21年度と比較すると、2.9ポイントの増となっています。

【図8】要支援・要介護認定者数の推移



各年度末現在の実績値であり、要支援・要介護認定者数は第1号被保険者と第2号被保険者の合計値。ただし、介護認定率は第1号被保険者のみの算出。

資料：文京の介護保険

8 現行計画における主要項目及びその方向性

(高齢者・介護保険事業計画 P51～52 より抜粋)

(1) 地域でともに支え合うしくみの充実

地域住民をはじめ各関係機関が、相互に協力しながら地域全体で高齢者の暮らしを守り、ともに助け合う支援体制を推進することが重要です。

そのため、元気高齢者をはじめとする区民が、多様な活動を通じて自分らしく活躍しながら、地域における高齢者の日常生活をサポートする地域コミュニティを育成していきます。

また、介護の専門職による公的なサービスに加え、ボランティア、NPO、地域団体等が提供するサービスを効果的に展開できるよう支援していきます。

さらに、医療と介護を必要とする高齢者や認知症の人を地域で支えるため、切れ目のない在宅医療と介護の連携の取組を推進していきます。

併せて、介護を行っている家族等の心身の負担や孤立感等を軽減させるため、相談体制や情報提供等の充実を図るとともに、高齢者の尊厳ある暮らしが確保されるよう、権利擁護を推進する関係機関との連携を図っていきます。

(2) 在宅サービス等の充実と多様な住まい方の支援や取組

介護が必要になっても安心して暮らせる住まいが確保され、かつ、その中で有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことを可能にすることが重要です。

そのため、介護保険居宅サービスをはじめ地域密着型サービスなどの介護保険制度の基盤を整備するとともに、適切な介護サービスを提供するため、介護人材の確保とレベルアップを目指して介護サービス事業者を支援します。

さらに、これらの介護サービスを支える人材について、その創出に取り組むとともに、人材の確保・定着に向けた事業者等への支援を包括的に行っていきます。

また、安心して暮らせる住まいの確保と住まい方の支援を不動産関係団体や居住支援団体と連携して推進するとともに、高齢者のための施設を整備していきます。

(3) 健康で豊かな暮らしの実現

高齢になっても自分らしい豊かな生活を送るため、健康を維持し、住み慣れた地域の中でつながりと生きがいを持っていきいきと暮らせることが重要です。

そのため、高齢者ができるだけ長く健康な状態を維持・増進するための取組を推進していきます。

さらに、介護等が必要になる状態を予防するとともに、そのような状態になっても軽減又は悪化の防止を図ることで、高齢者が住み慣れた地域で自立した日常生活を送ることができる取組を推進していきます。

また、これまで生活の中心が職場にあった団塊の世代やひとり暮らし高齢者が、生涯学習や趣味の活動等を通じて生きがいを見つけ、様々な形で地域とのつながりを深める仕組みづくりを推進していきます。

(4) いざという時のための体制づくり

緊急・災害時に自力で避難することが困難な高齢者への支援体制を推進することが重要です。

そのため、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の方が急病や事故等で緊急対応が必要になった場合、適切な対応や連絡が行えるよう高齢者緊急連絡カードの利用促進を図るとともに、日々進歩する情報通信機器等の効果的な活用について検討を進めていきます。

また、災害時に自力で避難することが困難な高齢者等（避難行動要支援者）の安否確認や避難誘導等を円滑かつ迅速に行えるよう、区民防災組織、民生委員・児童委員、警察、消防等の関係機関との相互連携を図るとともに、より実効性のある体制づくりを構築していきます。

併せて、避難所での生活が著しく困難な高齢者が安心して避難できる福祉避難所を拡充するとともに、地震に強い住まいづくりへの支援を推進していきます。

さらに、介護保険サービスを提供する事業者が災害時等に通所者や入所者の安全を確保し、かつ、そのサービスを継続して提供できるよう関係機関と連携して支援していきます。

9 体系図の概要

各項目について、「文の京」総合戦略、国の基本指針等を基に検討していきます。

<現行計画>

大項目	小項目
1 地域でともに支え合うしくみの充実	1 高齢者等による支え合いのしくみの充実
	2 医療・介護の連携の推進
	3 認知症施策の推進
	4 家族介護者への支援
	5 相談体制・情報提供の充実
	6 高齢者の権利擁護の推進
2 在宅サービス等の充実と多様な住まい方の支援や取組	1 介護サービスの充実
	2 ひとり暮らし・寝たきり高齢者等への支援
	3 介護サービス事業者への支援
	4 介護人材の確保・定着への支援
	5 住まい等の確保と生活環境の整備
3 健康で豊かな暮らしの実現	1 健康づくりの推進
	2 介護予防・日常生活支援の推進
	3 生涯学習と地域交流の推進
4 いざという時のための体制づくり	1 避難行動要支援者等への支援
	2 災害に備える住環境対策の推進
	3 災害に備える介護サービス事業者への支援

10 現行計画における地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた重点的取組事項

(高齢者・介護保険事業計画 P92～95 より抜粋)

本区では、介護保険法、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」や「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」の趣旨を踏まえ、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた以下の取組を重点的に進めていきます。

(1) 在宅医療・介護連携の推進

地域で医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで安心して続けられるようにするため、医療関係者と介護サービス事業者などの関係者との連携の強化や在宅医療・介護連携推進事業の充実に向けた取組を進めていきます。

(2) 認知症施策の推進

「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」において、認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）の基本的な考え方が介護保険法に規定されたことを踏まえ、「認知症になっても人として尊重され、希望を持って自分らしく生きることができる文京区」の実現に向けた認知症施策を推進していきます。

施策の推進に当たっては、慣れ親しんだ暮らしや認知症の本人の思いを大切にしたい支援を目指し、支援者目線のケアから本人目線に立った見守るケアへの転換を図るための取組を進めていきます。

(3) 介護予防及び地域での支え合い体制づくりの推進

介護予防は、高齢者が要介護・要支援状態となることの予防や要介護・要支援状態の軽減・悪化の防止を目的として行うものです。

高齢者、家族、事業者等、地域全体に自立支援の理念や介護予防の重要性に関する普及啓発を進めるとともに、介護予防及び地域での支え合い体制づくりを効果的に推進することができるよう支援し、高齢者がいきいきと元気に活動できる機会の提供に努めます。

また、元気な高齢者が担い手として活躍する場を整えることで、社会参加・社会的役割を持つことによる生きがいづくりや介護予防につなげていきます。

(4) 高齢者の居住安定に係る施策との連携

住み慣れた住まいにおいて、可能な限り、有する能力に応じ、その人らしい自立した生活が送れるよう、医療、介護、介護予防、自立した日常生活の支援等、居住安定のための様々な施策と連携して暮らしを支えます。

11 今後の策定スケジュール

令和2年度 高齢者・介護保険事業計画策定スケジュール (案)

【会議の流れ】		3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
検討部会	高齢者・介護保険部会 (地域包括ケア推進委員会)	検討会	幹事会	推進本部・庁議報告	地推協	議会報告 (厚生委員会)	「中間のまとめ」の作成							パブリックコメント を計画へ反映	印刷・製本
							計画の検討							パブリックコメント 区長事務等発行	
検討部会	高齢者・介護保険部会 (地域包括ケア推進委員会) (6回開催)	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
		0.6月17日(審議会) ・高齢者・介護保険事業 計画の策定報告(30.元 年度) ・新たな高齢者・介護保 険事業計画の策定につ いて ※主には現状と課題の真 実が必要	0.7月29日(審議会) ・進捗状況について ・重点課題と今後の方 向性について(案) ・理念、目標	0.8月17日(審議会) ・主要項目と方向性検 討 ・計画体系検討 ・計画事業検討	0.9月10日(審議会) ・主要項目と方向性検 討 ・計画体系検討 ・計画事業検討	0.10月25日(審議会) ・主要項目と方向性検 討 ・計画体系検討 ・計画事業検討	0.11月10日(審議会) ・主要項目と方向性検 討 ・計画体系検討 ・計画事業検討	0.12月19日(審議会) ・主要項目と方向性検 討 ・計画体系検討 ・計画事業検討	0.1月19日(審議会) ・主要項目と方向性検 討 ・計画体系検討 ・計画事業検討	0.2月26日(審議会) ・主要項目と方向性検 討 ・計画体系検討 ・計画事業検討	0.3月19日(審議会) ・主要項目と方向性検 討 ・計画体系検討 ・計画事業検討	0.4月19日(審議会) ・主要項目と方向性検 討 ・計画体系検討 ・計画事業検討	0.5月19日(審議会) ・主要項目と方向性検 討 ・計画体系検討 ・計画事業検討	0.6月19日(審議会) ・主要項目と方向性検 討 ・計画体系検討 ・計画事業検討	0.7月19日(審議会) ・主要項目と方向性検 討 ・計画体系検討 ・計画事業検討
地域福祉推進本部 (5回開催)	地域福祉推進本部幹事会 (5回開催)	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
		0.5/13(審議会) ・新計画の策定につ いて ①目的 ②位置づけ、構成 ③計画期間、体制 ④理念、目標、等	0.7/10(審議会) ・現計画の策定につ いて ①理念、目標 ②主要項目、方向性 ③計画体系 ④計画事業の概要	0.8/7(審議会) ・新計画の策定につ いて ①理念、目標 ②主要項目、方向性 ③計画体系 ④計画事業の概要	0.10/25(審議会) ・主要項目と方向性検 討 ・計画体系検討 ・計画事業検討	0.11/10(審議会) ・主要項目と方向性検 討 ・計画体系検討 ・計画事業検討	0.12/19(審議会) ・主要項目と方向性検 討 ・計画体系検討 ・計画事業検討	0.1月19(審議会) ・主要項目と方向性検 討 ・計画体系検討 ・計画事業検討	0.2月26(審議会) ・主要項目と方向性検 討 ・計画体系検討 ・計画事業検討	0.3月19(審議会) ・主要項目と方向性検 討 ・計画体系検討 ・計画事業検討	0.4月19(審議会) ・主要項目と方向性検 討 ・計画体系検討 ・計画事業検討	0.5月19(審議会) ・主要項目と方向性検 討 ・計画体系検討 ・計画事業検討	0.6月19(審議会) ・主要項目と方向性検 討 ・計画体系検討 ・計画事業検討	0.7月19(審議会) ・主要項目と方向性検 討 ・計画体系検討 ・計画事業検討	
地域福祉推進協議会 (5回開催)	地域福祉推進協議会 (5回開催)	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
		0.5/21(審議会) ・新計画の策定につ いて ①目的 ②位置づけ、構成 ③計画期間、体制 ④理念、目標、等	0.7/27(審議会) ・現計画の策定につ いて ①理念、目標 ②主要項目、方向性 ③計画体系 ④計画事業の概要	0.8/21(審議会) ・新計画の策定につ いて ①理念、目標 ②主要項目、方向性 ③計画体系 ④計画事業の概要	0.11/21(審議会) ・主要項目と方向性検 討 ・計画体系検討 ・計画事業検討	0.12/21(審議会) ・主要項目と方向性検 討 ・計画体系検討 ・計画事業検討	0.1月21(審議会) ・主要項目と方向性検 討 ・計画体系検討 ・計画事業検討	0.2月21(審議会) ・主要項目と方向性検 討 ・計画体系検討 ・計画事業検討	0.3月21(審議会) ・主要項目と方向性検 討 ・計画体系検討 ・計画事業検討	0.4月21(審議会) ・主要項目と方向性検 討 ・計画体系検討 ・計画事業検討	0.5月21(審議会) ・主要項目と方向性検 討 ・計画体系検討 ・計画事業検討	0.6月21(審議会) ・主要項目と方向性検 討 ・計画体系検討 ・計画事業検討	0.7月21(審議会) ・主要項目と方向性検 討 ・計画体系検討 ・計画事業検討		
議会 (厚生委員会)	議会 (厚生委員会)	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
				0.5月(審議会) ・新計画の策定につ いて ①目的 ②位置づけ、構成 ③計画期間、体制 ④理念、目標、等	0.6月(審議会) ・新計画の策定につ いて ①目的 ②位置づけ、構成 ③計画期間、体制 ④理念、目標、等	0.7月(審議会) ・新計画の策定につ いて ①目的 ②位置づけ、構成 ③計画期間、体制 ④理念、目標、等	0.8月(審議会) ・新計画の策定につ いて ①目的 ②位置づけ、構成 ③計画期間、体制 ④理念、目標、等	0.9月(審議会) ・新計画の策定につ いて ①目的 ②位置づけ、構成 ③計画期間、体制 ④理念、目標、等	0.10月(審議会) ・新計画の策定につ いて ①目的 ②位置づけ、構成 ③計画期間、体制 ④理念、目標、等	0.11月(審議会) ・新計画の策定につ いて ①目的 ②位置づけ、構成 ③計画期間、体制 ④理念、目標、等	0.12月(審議会) ・新計画の策定につ いて ①目的 ②位置づけ、構成 ③計画期間、体制 ④理念、目標、等	0.1月(審議会) ・新計画の策定につ いて ①目的 ②位置づけ、構成 ③計画期間、体制 ④理念、目標、等	0.2月(審議会) ・新計画の策定につ いて ①目的 ②位置づけ、構成 ③計画期間、体制 ④理念、目標、等	0.3月(審議会) ・新計画の策定につ いて ①目的 ②位置づけ、構成 ③計画期間、体制 ④理念、目標、等	